議案第59号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す ることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、 本議会の議決を求める。

平成12年6月26日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成12年6月29日原案可決 三朝町議会議長 藤井 享

この条例による改正後の三朝町非常動漬防団員に係る退職報信金の支給に関する条例

(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成12年4月1日以後に退職した非審動消

防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常動消防団員」という。)について適

三朝町条例第一一号、阿斯特人的国际公司,其他的情况中的人员是国际的国际人员

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年三朝町条例第 21号)の一部を次のように改正する。

別表中

175,000円	280,000円	395,000円	530,000円	. 715, 000円	915,000円
165,000	265, 000	365, 000	470, 000	645, 000	845, 000
155, 000	250, 000	345, 000	445, 000	595, 000	785, 000
150, 000	235, 000	320, 000	410,000	560, 000	745, 000
140, 000	215, 000	290, 000	370, 000	500, 000	670, 000
130, 000	200, 000	270, 000	345, 000	455, 000	625, 000

を

青年85萬東南

	Law Sell To Ar Six	- CA 181 AV C - 1	B-120-1-0-2 8	A CLA CONTINUE AND A COLO	A SECTION OF THE PERSON OF THE	
	177,000円	282,000円	397,000円	532,000円	717,000円	917,000円
4.	167, 000	267, 000	367, 000	472, 000	647, 000	847, 000
	157, 000	252, 000	347, 000	447, 000	597, 000	787, 000
	152, 000	237, 000	322, 000	412, 000	562, 000	747, 000
	142, 000	217, 000	292, 000	372, 000	502, 000	672, 000
	132, 000	202, 000	272, 000	347, 000	457, 000	627,000

に

改める。

r

平成12年6月29日原案可決

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (以下「新条例」という。)別表の規定は、平成12年4月1日以後に退職した非常勤消 防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適 用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を 受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内 払いとみなす。

		280, 000FJ	
785,000			
			150,000